

令和2年度第2次補正予算を受けた新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充に関するQ&A

(令和2年8月3日現在) ※追加・更新した箇所は黄色で表示しています

<新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充に関するお問い合わせ>

Q1-1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充を盛り込んだ令和2年度第2次補正予算が令和2年6月12日に成立しましたが、具体的に融資制度がどのように変わるのか教えてください。

A1-1

【中小企業資金】

ご融資限度額が「3億円」から「6億円」に拡充されます。また、低減利率（当初3年間基準(災害)利率-0.9%）の限度額が「1億円」から「2億円」に拡充されます。

これに伴い、いわゆる「実質無利子化」の対象も「2億円」までとなります。

	制度拡充後	制度拡充前
ご融資限度額	6億円	3億円
低減利率の限度額	2億円	1億円

【生業・生活衛生資金】

ご融資限度額が「6,000万円」から「8,000万円」に拡充されます。また、低減利率（当初3年間基準(災害)利率-0.9%）の限度額が「3,000万円」から「4,000万円」に拡充されます。

これに伴い、いわゆる「実質無利子化」の対象も「4,000万円」までとなります。

	制度拡充後	制度拡充前
ご融資限度額	8,000万円	6,000万円
低減利率の限度額	4,000万円	3,000万円

「実質無利子化」とは…

新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご融資後は、利息も含め公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする利子補給の制度（特別利子補給制度）（注）が政府において設けられることとなっており、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけるというものです。

（注）新型コロナウイルス感染症特別貸付（※1）を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者（※2）	中小企業者（※2）
個人	要件なし（※3）	売上高▲20%以上（※3）
法人	売上高▲15%以上（※3）	

（※1）特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

（1）最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

（2）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3ヵ月（最近1ヵ月含む。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10~12月の平均売上高

(※2) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「常時使用する従業員が20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

(※3) 売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が経済産業省・中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

Q1-2 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A1-2 令和2年7月1日から、お取扱いを開始いたします。

なお、今回の制度拡充前に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をご利用いただいた方で、「3,000万円」（中小企業資金にあっては「1億円」）を超えた部分について「基準利率（災害）」を適用しているご融資については、「4,000万円」（中小企業資金にあっては「2億円」）まで、ご融資時に遡って低減利率を適用することができます。お手続きについては、改めてご案内いたします。

<民間金融機関の実質無利子化に関するお問い合わせ>

Q2 民間金融機関の「実質無利子化」融資の限度額も、4,000万円まで拡充されますか。

A2 民間金融機関の「実質無利子化」融資の限度額も4,000万円まで拡充されます。詳しい情報については、恐れ入りますが、中小企業金融相談窓口（0570 - 783183、平日・土日祝日9:00~17:00）にお問い合わせください。

<新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特例制度（新型コロナ対策資本金劣後ローン）の概要に関するお問い合わせ>

Q3-1 劣後ローンとはどのような融資制度ですか。

A3-1 劣後ローンは、他の特定の債権又は一般の債権より返済の順位が劣る借入のことです。沖縄公庫では、挑戦支援資本強化特例制度（資本金ローン）という名称で劣後ローンをお取り扱いしております。

資本金ローンの主な特徴は、以下のとおりです。

- (1) 元金は最終期限一括でのご返済となり、最終回までは、利息のみの支払となります。
- (2) 業績に応じて金利が決定される仕組みとなっており、赤字のときは金利負担が小さくなります。そのため、安定的な返済計画を立てることができます。
- (3) 資本金ローンによる借入金は、法的倒産時には、償還順位が他の全ての債務に劣後します。

これらの特徴を備えた資本金ローンは、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができ、民間金融機関からの融資を受けやすくなります。また、資本金ローンは、株式ではないため、既存株主の持株比率を低下させることもありません。

Q3-2 新型コロナ対策資本性劣後ローンが現行の資本性ローンと共通する点、異なる点はどのような点ですか。

A3-2 現行の資本性ローンと共通する点は、次の通りです（主なもの）。

担保・保証人	無担保・無保証人
ご返済方法	期限一括償還
償還順位	法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務に劣後する。
その他	金融機関は資産査定上、自己資本とみなすことができる。

現行の資本性ローンと異なる点は、次のとおりです（主なもの）。

	新型コロナ対策資本性劣後ローン	現行の資本性ローン
ご利用いただける方	① J-Startupに選定された企業又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた企業 ② 中小企業再生支援協議会の支援(注1)を受けて事業の再生を図る方 ③ 【生業・生活衛生資金の場合】 原則として認定経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画を策定した方であって、民間金融機関等との協調支援により事業の発展又は継続を図る方 【中小企業資金の場合】 事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業後7年以内の者であって、技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 ・ 経営多角化・事業転換を行う方 ・ 認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方 ・ 中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方 等
利率（年）	（生業・生衛資金） 1.05%～4.8%（注2） （中小企業資金） 0.5%～2.95%（注2）	（生業・生衛資金） 1.05%～6.20%（注3） （中小企業資金） 0.45%～5.5%（注3）
融資限度額	（生業・生衛資金） 7,200万円（別枠） （中小企業資金） 7億2,000万円（別枠）	（生業・生衛資金） 4,000万円 （中小企業資金） 3億円
ご返済期間	5年1ヵ月、10年、20年のうちいずれか	（生業・生衛資金） 5年1ヵ月以上15年以内 （中小企業資金） 5年1ヵ月、7年、10年又は15年

（注1）「新型コロナウイルス感染症特別リスクスケジュール支援」又は「再生計画策定支援」をいいます。

（注2）当初3年間は1.05%（中小企業資金にあつては0.5%）。4年目以降は、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに2区分の利率が適用されます。

（注3）ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに3区分の利率が適用されます

Q3-3 すでに新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資限度額まで利用していますが、追加で新型コロナ対策資本性劣後ローンを申込むことはできますか。

A3-3 新型コロナ対策資本性劣後ローンは、別枠7,200万円（中小企業資金にあつては別枠7億2,000万円）までのご融資限度額を設けています。すでに新型コロナウイルス感染症特別貸付をご融資限度額までご利用いただいているお客さまも、お申しいただけます。

Q3-4 新型コロナ対策資本金性劣後ローンは特別利子補給制度の対象となりますか。

A3-4 特別利子補給制度の対象とはなりません。実質無利子の融資をご希望の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご利用をご検討ください。

Q3-5 新型コロナ対策資本金性劣後ローンを申込するにあたって、必要な書類はありますか。

A3-5 通常のお申込書類に加えて、事業計画書をご提出していただきます。詳しくは、最寄りの本・支店までお問い合わせください。

Q3-6 繰上返済はできますか。

A3-6 原則として、ご融資後5年間は繰上返済はいただけません。

Q3-7 新型コロナ対策資本金性劣後ローンはいつから始まりますか。

A3-7 7月1日からご相談をお受けし、8月3日から取扱いを開始します。

<ご利用いただける方のうち、①に関するお問い合わせ>

Q3-8 「J-Startup」とは、どのようなものですか。

A3-8 「J-Startup」は、グローバルに活躍するスタートアップを創出するために、2018年6月に立ち上げられたスタートアップ企業の育成支援プログラムです。実績のあるベンチャーキャピタリストやアクセラレータ、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、J-Startup企業を選定し、大企業やアクセラレータなどの「J-Startup Supporters」とともに、官民で集中支援を実施しています。
経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が事務局となり、プログラムの運営を行っています。

Q3-9 中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドとは、どのようなものですか。

A3-9 中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）は、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援することを目的に、投資事業を行う民間機関などととともに組成した投資ファンド（投資事業有限責任組合）に出資を行っています。

これらの投資ファンドのうち、「起業支援ファンド」又は「中小企業成長支援ファンド」に分類される投資ファンドから出資を受けた方が対象となります。

お客さまが出資を受けている投資ファンドが、中小機構が出資しているかどうかについては、中小機構 HP「出資ファンド検索システム」からご確認いただけます。

<ご利用いただける方のうち、②に関するお問い合わせ>

Q3-10 中小企業再生支援協議会とは、どのような機関ですか。

A3-10 中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき各都道府県に設置されている公正中立な公的機関です。中小企業再生支援協議会では、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）が、多様性、地域性といった中小企業の特性を踏まえ、再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで、個々の企業にあった、きめ細かな支援を行っています。

Q3-11 中小企業再生支援協議会の行う新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援とはどのような支援ですか。

Q3-11 中小企業再生支援協議会が令和2年4月1日より運用を開始した「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール計画策定支援」は、新型コロナウイルス感染症により先行きが見えない事業者を対象に、同感染症の影響減少まで、資金繰りが破綻しないように、元金の返済を止めた上で新規融資を含めた金融機関調整を行う支援です。再生支援協議会が新支援完了後も毎月モニタリングを行い、事業者が希望すれば、順次再生計画策定支援を行います。

<ご利用いただける方のうち、③（生業・生活衛生資金に係るもの）に関するお問い合わせ>

Q3-12 認定経営革新等支援機関と接点がなく、事業計画書の策定支援を受けることができません。自身で策定した事業計画書の提出をもって申込することはできますか。

A3-12 原則として、認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」）からの支援を受けて策定した事業計画書を提出していただく必要があります。ただし、顧問税理士や取引金融機関が認定支援機関の認定を受けていない、近くに認定支援機関が存在しないなど、やむを得ない事情があって、ご自身で事業計画書の策定が出来る場合は、最寄りの支店までご相談ください。認定支援機関は、中小企業庁HP（金融機関以外）、金融庁HP（金融機関）で検索することができますのでご確認ください。

また、新型コロナ対策資本金劣後ローンの対象要件に当てはまらない場合でも、挑戦支援資本強化特例制度（現行の資本金ローン）のご相談をいただけます。あわせて、ご検討ください。

Q3-13 民間金融機関等との協調支援とは、こういったものですか。

A3-13 協調支援とは、原則として、民間金融機関等が沖縄公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に、新たな融資を行うことを指します。

なお、そのほかお客さまの資金繰りを改善するための支援であれば、協調支援として見なすことができる場合があります。詳しくは、最寄りの本・支店までお問い合わせください。

Q3-14 民間金融機関等との取引がない、民間金融機関等からの了承が得られない等の理由から、協調融資を受けられる見込みがありません。協調融資がなければ利用できませんか。

A3-14 新型コロナ対策資本金劣後ローンは、「本借入金を自己資本とみなすことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする」ことを目的とする制度ですので、民間金融機関等からの協調融資が必要となります。最寄りの金融機関、又は口座取引のある金融機関にご相談ください。

なお、民間金融機関からの協調融資を伴わない沖縄公庫の融資のみをご希望される方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご利用をご検討ください。

Q3-15 「民間金融機関等との協調支援」には、ベンチャーキャピタルや事業会社（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）からの出資も含まれますか。

Q3-15 ベンチャーキャピタル等からの出資も含まれます。ただし、ベンチャーキャピタル等が、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。以下「JVCA」という。）等である必要があります。JVCAの会員は、同協会HPの「会員一覧」からご確認ください。

なお、協調支援が見込まれるベンチャーキャピタル等が、JVCAの会員でない場合でも協調支援と見なせるケースがあります。詳しくは、最寄りの本・支店までお問い合わせください。

<ご利用いただける方のうち、③（中小企業資金に係るもの）に関するお問い合わせ>

Q3-16 「民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている」とは、どのようなことをいいますか。

Q3-16 ご融資後概ね1年以内に事業計画の実施のために必要となる資金について民間金融機関等が出融資を実行すること等が見込まれることをいいます。

なお、上記については、公庫への借入申込み後、お客さまの同意を得て、公庫から計画書に記載された民間金融機関等に直接連絡し、出資又は融資を受ける見込みがあるか、確認させていただきます。

おって、ご融資後1年以内に、事業計画に記載された出資又は融資が実行されたか否か等、民間金融機関等による支援の状況について確認させていただきます。

Q3-17 Q3-16にいう「民間金融機関等が出融資を実行すること」には、ベンチャーキャピタルや事業会社（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）からの出資も含まれますか。

Q3-17 ベンチャーキャピタル等からの出資も含まれます。ただし、ベンチャーキャピタル等が、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。以下「JVCA」という。）等である必要があります。JVCAの会員は、同協会HPの「会員一覧」からご確認ください。